

宮崎市地域貢献学術研究助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎市地域貢献学術研究助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める助成金の対象となる研究（以下「助成対象研究」という。）の選定に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(応募)

第2条 要綱第2条に定める助成対象者であって、助成金の交付を受けようとするもの（以下「応募者」という。）は、要綱第5条の各号に掲げる書類を添えて、助成金応募申請書（様式第1号）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の助成対象者のうち、要綱第2条第2号に定める学生であって、助成金の交付を受けようとするものは、前項に掲げる書類のほか、指導教官による推薦書を提出しなければならない。
- 3 応募者で教員であるものは、所属する大学等の承諾を得たうえで助成金応募申請書を提出しなければならない。

(審査委員会)

第3条 助成対象研究を選考するため、地域貢献学術研究助成金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 企画政策課長

(2) その他応募のあった助成対象研究に関連する課室の長で委員長が指名する者

- 5 委員長は会務を総理し、審査委員会の会議の議長となる。
- 6 審査委員会の会議は、委員長が招集する。
- 7 審査委員会は、委員長が必ず出席することとし、委員長を除く委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 8 審査委員会の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数で決するところによる。
- 9 委員長は、審査委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審査)

第4条 審査委員会は、助成対象研究を選考するため、応募者が提出した助成金応募申請書及びその添付書類を対象に、別表に定める審査項目及び審査基準に基づいて審査を行う。なお、

委員長が必要と認めるときは、応募者に対して聞き取り並びに追加資料の提出を求めることができる。

- 2 委員長は、必要に応じて応募者のプレゼンテーションによる審査を追加で行うことができる。
- 3 前項の審査は、第1項の審査項目及び審査基準に準じて行うものとする。
- 4 応募者は、第1項後段の規定による委員長からの求めがあった場合並びに第2項の規定によりプレゼンテーションによる審査が行われる場合には、速やかに対応しなければならない。
- 5 応募者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - (1) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
 - (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (3) 宮崎市補助金等交付規則、要綱及び本要領の規定に違反すると認められる場合

(審査結果の報告)

第5条 審査委員会は、審査結果に基づき評価順位や意見、交付申請上限額、助成対象研究として選定するにあたり付すべき条件（以下「選定条件」という。）その他必要な事項について取りまとめ、市長に報告するものとする。

(助成対象研究の選定)

第6条 市長は、前条に規定する審査委員会の報告をもとに、各審査項目の委員評点の平均値が基準点以上の研究について、過去の本助成金の交付状況を踏まえ、予算の範囲内で助成対象研究を選定する。

- 2 市長は、交付申請上限額や選定条件等を決定し、選定した助成対象研究の応募者に対して通知する。
- 3 市長は、助成対象研究に選定されなかった応募者に対して、その結果を通知する。

(別表)

審査項目		審査基準（各項目5点満点とし、3点を基準点とする）
①	地域及び市政における重要性	地域及び市政の課題に即し、課題の解決に有用と考えられる研究であるか
②	地域及び市政における活用可能性	地域及び市政における施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
③	地域及び市政における連携体制	研究の実施に当たり、地域や所管部局との連携が十分に図られているか、あるいは、十分に図られる見込みがあるか
④	実現性	研究の行程が明確で、実現可能な研究であるか
⑤	効率性・経済性	研究が効率的に実施される見込みはあるか

附 則

この要領は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年2月20日）

この要領は、平成31年2月20日から施行する。

附 則（令和2年5月20日）

この要領は、令和2年5月20日から施行する。

附 則（令和2年11月2日）

この要領は、令和2年11月2日から施行する。

附 則（令和3年10月22日）

この要領は、令和3年10月22日から施行する。

附 則（令和3年11月16日）

この要領は、令和3年11月16日から施行する。

附 則（令和5年11月21日）

この要領は、令和5年11月21日から施行する。